

# 東京都品川区「あんしん3点セット」(取組開始：平成14年度～)

※令和7年度までの取組状況

- ① [1] 法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組  
[2] 日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組

- ② 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援(金銭管理等)・意思決定支援に関する取組

- ③ [1] 寄付等による多様な主体の参画を促す取組  
[2] 支援困難事案に都道府県等が関与する取組

- 新**  
[1] 包括的な相談・調整窓口の整備  
[2] 総合的な支援パッケージを提供する取組

## 対象地域

【面積】22.85km<sup>2</sup>  
【人口】415,713人  
【うち65歳以上】80,546人  
【高齢化率】19.38%

※令和7年12月時点

## 背景・経緯

- ・ **検討開始時期**：平成12年度(モデル事業の検討開始時期：令和6年8月)
- ・ **取組開始時期**：平成14年6月(モデル事業の開始時期：令和7年7月)
- ・ **開始に至る経緯**：平成12年品川区と品川社協協働の「権利擁護のしくみづくり検討委員会」の中で、身寄りのない方の将来の不安に備えるために、任意後見契約をベースとした支援を検討。平成14年の品川後見センター開所とともにあんしんの3点セットの事業を開始。社協の既存事業が、ある程度の資産がある方のみを対象としたサービスで、資力の無い方は実質対象外となっていたため、令和7年度からモデル事業として事業を開始。

## 事業概要、実施スキーム

### 【事業概要】

身寄りのない高齢者や障がい者等が元気なうちから将来の不安に備えられるよう、品川区社協とのあんしん3点セットにより、見守りや手続き支援等の日常生活支援や任意後見契約、遺言作成支援を提供している。

① **あんしんサービス契約**：月1回の支援員の訪問により、健康状態を確認し、適切な時期に任意後見制度につなげる。その他、個別サービス(役所や入院の手続き代行等)や重要書類の預かりを行う。

② **任意後見契約**：社会福祉協議会が公正証書で任意後見契約を結び

③ **公正証書遺言作成支援**：遺言作成の支援。社会福祉協議会が遺言執行者、葬儀執行者になることができる。

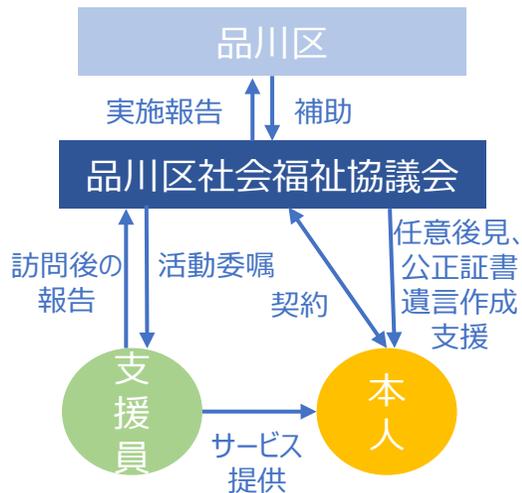
### 【利用者の要件】

以下の全てに該当する品川区民

- ✓ 65歳以上
- ✓ 3点セットを結び、サービス利用料等の支払いが可能な方
- ✓ 単身高齢者または高齢者夫婦のみ世帯、ほか障害がある方

### 【夜間・休日等の緊急連絡先及びその対応】

原則行わない



## ステークホルダーの役割

### 【管理監督団体】

#### ①品川区

- 品川区社会福祉協議会に補助金を交付
- 品川区社会福祉協議会からの実施報告受付

#### ②品川区社会福祉協議会(補助)

- 実施主体
- 品川区への実施報告
- 利用者の相談対応、あんしん3点セットの契約締結
- 支援員への活動委嘱契約、支援員からの報告受付
- 任意後見契約締結
- 公正証書遺言作成支援

### 【支援員】

- 品川区社会福祉協議会からの活動委嘱を受けて、月1回利用者を定期訪問する
- 個別サービス
- 品川区社会福祉協議会に報告する

### 【利用者(区民)】

- 情報収集、品川区社会福祉協議会等に相談
- 社会福祉協議会とあんしん3点セットを契約
- 契約に沿って見守り支援や任意後見、公正証書遺言作成支援等のサービスを受ける

## 基本指標 (R7.12時点)

### 【自治体】品川区

- ・ 予算：837.4万円 (令和7年度)

### 【相談対応・日常生活支援・入院入所の手続き支援・死後事務支援の体制】

- ・ 常勤：2人 (あんしん居住サービスの業務と兼務)
- ・ 非常勤：2人
- ・ 支援員 (訪問支援スタッフ)：延べ120人
- ・ 相談対応者の要件：特になし
- ・ 支援員の要件：市民後見人養成講座修了
- ・ 利用者負担 (目安)：契約手続き料金/基本料金 無料  
※あんしんサービス個別サービス：1回/1時間500円

### 【事業の実績】(過去1年分)

- ・ 新規相談人数：68人
- ・ 新規契約者数：9人
- ・ フォロー中人数：15人

## 工夫、配慮等

### 【工夫・配慮】

- ・ 任意後見契約を3点セットの中に組み入れることで、判断能力の低下がみられた場合は、予め結んだ任意後見契約に基づき、任意後見を発効できるようにしており、任意後見監督人の選任をもって、あんしんサービスは契約を終了する。
- ・ 相談・発見時点から、すぐに支援を必要とする場合には法定後見、将来の不安に備える場合にはあんしん3点セットでの任意後見へとつなげ、本人の状況判断能力の程度に応じて多層的な制度活用を行っている。
- ・ 任意後見契約、任意後見契約発効、契約終了等について、第三者で構成する運営委員会にて審議を行っている。
- ・ 公正証書遺言作成支援を行う際には、何度も面接を重ね、公証人、その他関係機関等への相談なども活用し、意思決定支援を行っている。希望により、品川区社協が遺言執行者、葬祭執行者になれるようにすることで、身寄りのない方の不安を解消している。

### 【効果】

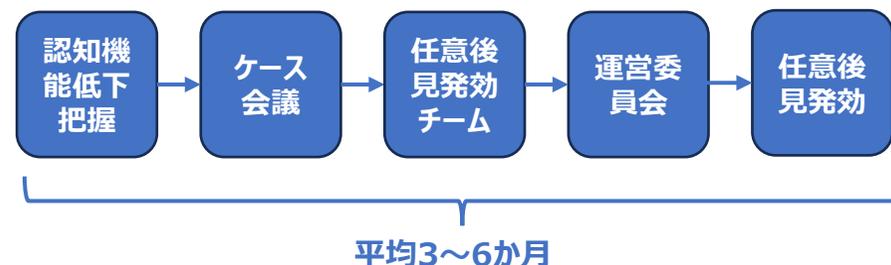
- ・ ケアマネジャー、医療ソーシャルワーカーや行政職員などとのスムーズな連携ができています。
- ・ 利用者のQOL向上や、死後の不安解消につながっている。
- ・ 利用者の状況にあわせた見守り体制の確保、適切な時期での任意後見への移行ができています。

## 利用の流れ

### 〈利用開始までの流れ〉



### 〈契約者の任意後見発効までの流れ〉



## 現状の課題、今後の展開

- ・ 利用者負担を無料にしたことで利用対象が拡大し相談は増えたが、親族支援者がいたり、公正証書遺言の作成支援だけを依頼したいなどニーズの不一致により対象外となる方もいる。
- ・ 任意後見発効に至らないケースにおける、生前事務委任ニーズへ対応するサービスがない。
- ・ 法律的に複雑なケース、多様化する死後事務に関する相談が増える中、社協だけでは、すべてのニーズに対応できないこともあるため、法律の専門家との協働・連携を進めていく。
- ・ 相談、契約者ともに今後も増え続ける見込であるため、引き続ききめ細やかな対応をするには、社協の職員体制の増強をはじめとする運営体制の強化が必須である。
- ・ 資力のない方の死後事務ニーズに対しての、公的な支援 (助成金) の充実が期待される。